

千葉県報

号外
令和6年12月24日

主要目次

規則

○ 保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例第四十一条の規定による救護施設等及び事業授産施設が行う書面の作成等における情報通信の技術の利用に関する規則

規

則

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例第四十一条の規定による救護施設等及び事業授産施設が行う書面の作成等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

令和六年十二月二十四日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第六十三号

保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例第四十一条の規定による救護施設等及び事業授産施設が行う書面の作成等における情報通信の技術の利用に関する規則

(条例第四十一条の規則で定める作成等)

第一条 保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年千葉県条例第六十三号。以下「条例」という。）第四十一条の規則で定める作成、保存その他これらに類するものは、次の各号に掲げるものとする。

一 条例第十条（条例第四十条において準用する場合を含む。）及び第二十条第三号（条例第二十六条において準用する場合を含む。）の規定による帳簿の整備

二 条例第十九条第六項の規定による個別支援計画の作成

三 条例第二十四条第一項の規定による個別支援計画の作成（電磁的記録による作成）

第二条 救護施設及び更生施設が、条例第四十一条の規定により、前条第二号及び第三号に掲げる個別支援計画の作成に代えて当該個別支援計画に係る電磁的記録の作成を行う場合は、救護施設及び更生施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により作成を行わなければならない。（電磁的記録による保存）

第三条 救護施設等及び事業授産施設が、条例第四十一条の規定により、第一条第一号に

掲げる帳簿の整備に代えて当該帳簿に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を救護施設等及び事業授産施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法

二 帳簿に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を救護施設等及び事業授産施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルにより保存する方法

2

救護施設等及び事業授産施設が、前項各号の規定により第一条第一号に係る電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成できるようにしなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

購読料
本号
一部

六円

購読申込先
発行者
千葉県中央区市場町一番一号
千 葉 県
〇四三（二二三）二六五八